

住居確保給付金 のご案内

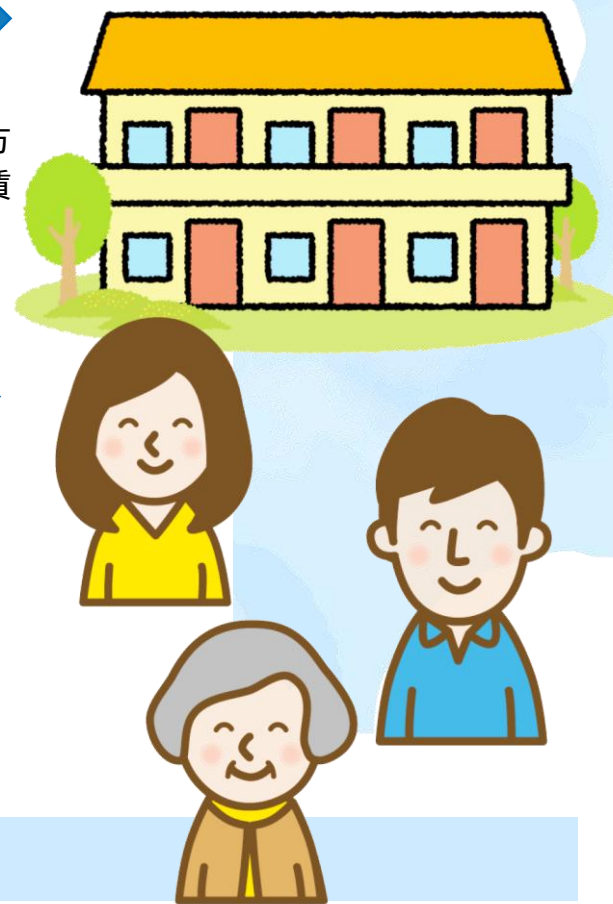
一定の要件を満たす方に対する
住まいの確保を目的とした給付金です。

就職活動を支えるための 家賃の支給

離職等により、収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として家賃相当額を支給します。

家計の立て直しのための 転居費用の支給

世帯員の離職・休業、死別等により世帯収入が大きく減少した世帯に家計改善の相談支援を行い、転居することで家計が改善されると認められた場合に、転居費用を支給します。



概要は裏面をご確認ください。



家賃の支給

対象となる方

離職等により家賃を支払えなくなりそうな方で、
①または②に当てはまる方です。

- ①仕事を辞めてから又は事業を廃止してから2年以内で離職等の時点で世帯の生計を主として維持していた方
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などになって、収入が減り、申請する月に世帯の生計を主として維持している方

支給の要件

主に以下の要件に当てはまる必要があります。

①収入要件

申請する月の世帯の収入の合計額が、収入基準額※1以下であること。

※1 例：

単身世帯92,000円＋家賃相当額（上限53,700円）

2人世帯139,000円＋家賃相当額（上限64,000円）

②資産要件

申請日時点で、世帯員の所有する金融資産の合計額が資産基準額※2以下であること。

※2 例：単身世帯552,000円 2人世帯834,000円

③求職活動要件

ハローワークなどに申し込んで、支給中は相談員との面談、ハローワークでの職業相談、企業等への応募等の就職活動を行うこと。（自営業の方は、経営の改善に取り組むことで可となる場合もあります）

支給額・支給期間

貸主等の口座に家賃相当額を支給します（支給額には上限があります）。

支給期間は原則3か月です（延長あり）。

転居費用の支給

対象となる方

同一世帯者の死亡又は申請者若しくは同一世帯者の離職、休業等により収入が大きく減少し、家計の改善のために、転居する必要がある方です。（収入が大きく減少した月から2年以内である必要があります。）

対象者の例

○配偶者が亡くなり世帯の収入が減少した方

○病気による離職で就労収入が減少した方

支給の要件

主に以下の要件に当てはまる必要があります。

①生計維持要件

申請する月に世帯の生計を主として維持していること。

②収入要件・資産要件

「家賃の支給」の①収入要件②資産要件と同様。

③家計改善要件

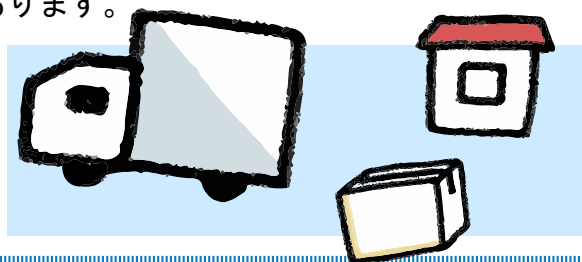
くらしのサポートステーションで実施する家計に関する相談支援において、転居することによる家計の改善が認められること。

支給額・支給対象

貸主等の口座に転居に必要な初期費用を支給します。

※支給額には上限があります。

※支給対象外（敷金・前家賃等）となる経費があります。



お問い合わせ先

※支給には要件があります。また、申請前に下記窓口での生活相談が必要です。

制度のお問合せや相談予約は下記問合せ先までご連絡ください。

くらしのサポートステーション ☎03-3391-1751

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並1階

午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く月～金曜日）

▼詳細は区公式HPで

